

千葉市公告第 13 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 1 月 10 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ジョイフル本田千葉店

所在地 千葉市稲毛区園生町 368 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジョイフル本田

代表者の氏名 代表取締役 細谷 武俊

住 所 茨城県土浦市富士崎一丁目 16 番 2 号

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

（変更前）矢口 幸夫

（変更後）細谷 武俊

（2）大規模小売店舗において小売業の代表者の氏名

（変更前）矢口 幸夫

（変更後）細谷 武俊

4 変更の年月日

令和元年 6 月 21 日

5 変更の理由

建物設置者及び小売業を行う者の代表者変更のため

6 届出の年月日

令和元年 12 月 23 日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和2年1月10日から令和2年5月11日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで